

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等 <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	豊田市
4. 届出番号	10
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/todokede/service/1002831.html

執行機関名 豊田市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	豊田市医療費助成条例(平成4年条例第25号)による母子・父子家庭医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		豊田市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条別表第1の市長の部1の項 豊田市医療費助成条例(平成4年条例第25号)による母子・父子家庭医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第1条	豊田市医療費助成条例(平成4年条例第25号)第1条、第4条

⑥事務の趣旨又は目的	<p>第1条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉の促進を図ることを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、福祉の理念に基づき、医療費の一部を助成することにより保険の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>第4条 母子・父子家庭医療費の助成の受給資格者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する配偶者のない女子で18歳以下の者(18歳の者にあっては、18歳に達した日の属する年度の末日までを18歳以下の者とし、同日以後引き続いて小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。)又は中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学校部を含む。)に在学する者を含む。以下「児童」という。)を現に扶養しているもの(以下「母子家庭の母」という。) (2) 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で児童を現に扶養しているもの(以下「父子家庭の父」という。) (3) 前2号に掲げる者に現に扶養されている児童 (4) 父母のいない児童 <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、母子・父子家庭医療費の助成の受給資格者としない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 母子家庭の母及び父子家庭の父(以下「母子家庭の母等」という。)の前年の所得(1月から7月までの間にあっては、前々年の所得とする。以下同じ。)が所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)並びに母子家庭の母等が前年の12月31日において生計を維持していた扶養親族等でない18歳未満の者(母子家庭の母等が同日において生計を維持していた20歳未満の者で児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)別表第1に定める程度の障害の状態にあるものを含む。)の有無及び数に応じて児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に定める額以上であるもの並びにその者に現に扶養されている児童 (2) 前条に規定する子ども医療費の助成の受給資格者 (3) 第5条に規定する心身障害者医療費の助成の受給資格者
⑦独自利用事務の関連規範		豊田市医療費助成条例